

令和3年第8回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年8月25日（水）午前9時55分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（8人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	4番	小川 進
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（2人）

	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 非農地証明願について
- 第3 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の諮問について
- 第4 下限面積の協議について
- 第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	宮岡 秀学
書記	小笠原 豊

7. 会 議

（会議開始前に中山間直接支払いの担当者から現地確認の日程について説明）

〔議長〕

ただいまより令和3年第8回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、継続的に農業経営を行い、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

次に第4号についてご説明します。当該農地の権利を有する者の過半の同意は各同意書にて得られており、また、貸借期間も20年以内ですので問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまふ。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願ひます。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第6、下限面積の設定協議について議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、「下限面積の見直し」について説明いたします。お手元の配布資料をご覧ください。農地法3条の農地売買の基準となる下限面積については、本町では平成21年に30アールに引き下げて以来変更はありません。下限面積は、毎年見直しを行うことが望ましいとされており、昨年も8月に協議されております。本町が昨年30アールと設定した理由は、「①高齢化による耕作放棄地の増加が懸念される中、やる気のある担い手や新規就農者が参入しやすい環境を整える必要がある。②農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うためには最低30アール程度の農地が必要である。」としたためです。

次に高知県下の下限面積をご覧ください。50アールは2カ所、40アールは5カ所、30アールは19カ所、20アールは1カ所、10アールは7カ所となっております。嶺北地域についてはすべて30アールです。

県下で30アール以上の市町村が19カ所と多い理由は、限りある農地の有効利用を図るため、零細規模経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を

営むものに対して農地の利用を集積することが重要と言う観点からです。

続いて、別紙の2020年の本町の農林業センサスの結果をご覧ください。

経営耕作面積別で見ると、30アールから1ヘクタールの耕地面積規模の経営体が168経営体と全体の75%となっております。

また、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の中でも、営農モデルの例示として30アール未満の例は、施設花卉の単一経営だけとなっております。

以上のことから、下限面積については、現状の30アールで支障はないと思われ
ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました下限面積の設定協議について、発言のある方は挙手願
います。

(発言なし)

それでは、下限面積の設定協議について採決を取りたいと思います。大豊町の下
限面積について、現状どおり30アールとすることに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

(全員挙手)

挙手全員ですので、大豊町の下限面積の設定については30アールとすることと
決定いたします。

次に、日程第5その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・9月の農業委員会総会の日程について(9月23日水曜日午前10時からを予定)
- ・農地パトロールについて(日程案の報告)

署名委員 6番 _____

署名委員 7番 _____